

地域の担い手研修会
「お互いさまだねっか講座」

記事ID 0071136

日頃から顔を合わせ、声を掛け合い、ちょっとしたことも話しあえるつきあいは、安心して暮らせる地域の財産です。
お互いさまの地域づくりについてみんなで学び合いませんか。

時11月10日(休)
午後1時30分～3時30分
場 市民ふれあいセンター
内容
市内で行われている「ささえあい」助け合い」活動の紹介
・県立村上高等学校
・山居町二丁目区
・村上地域まちづくり協議会
定500人
¥無料
申不要

フラシックギターコンサート
「第34回カポタスト定期講演会」

時11月19日(出)
「開場」午後1時
「開演」午後1時30分
問 介護高齢課地域包括支援センター(市役所本庁内)34300

新潟県地方務局村上支局
(☎53・23990)

ハローワーク出張相談

就職に関する相談を受け付けます。「何から始めればいいのか」「他の人はどうやって仕事を選んでいるの」「面接に行く時の服装は」など、疑問に思っている事に丁寧に答えます。
時11月14日(月)・28日(月)
※いずれも午後1時30分～3時30分
場 ハローワーク村上
対15～49歳までの就職を目指している人
他資料請求(無料)だけでもお気軽にお問い合わせください。

スポーツ

村上市キッズサッカー大会めぐせ金メダル!

時12月4日(日)
・小学1年～4年生の部
午前9時～
・小学5・6年生の部
午後1時～

場 教育情報センター
曲目 銀河鉄道999、匠、ひまわりなど
¥無料
問 キター同好会カポタスト(西坂☎53・3611)

そば打ち体験(二八そば)

時12月4日(日)
午前10時～正午
場 縄文の里・朝日
定10人(先着順)
¥2000円(材料費込み)
持 エプロン、三角巾、ゴム手袋
問 申11月27日(日)までに縄文の里・朝日(☎72・1577)

森をはぐくむ地域づくり講演会

地域の森林・林業の更なる活性化を図るため、講演会を行います。
時11月24日(休) 午後1時30分～
場 新潟ユニゾンプラザ
演題 山形県再造林推進機構の設立と活動
講 山形再造林推進機構常務理事 兼事務局長 鈴木拓也 氏
対 林業関係者、一般林家、行政機関など
定200人
¥無料

場 村上体育館
対 市内の小学生
※各学年5人1チーム
¥3000円(1人)
問 申11月28日(月)までにウエルネスむらかみ(☎52・6311)

第9回 愛ランドカップ
バスケットボール大会

時12月4日(日)
「受付」午前8時15分～
場 朝日総合体育館
対 高校生以上の男性
定8チーム(先着順)
¥3000円(1チーム)
問 申11月22日(火)までに愛ランドあさひ(☎72・1445)

第8回 悠遊さんぼく
ポッチャ大会

時12月4日(日)
午前9時～午後0時30分
「受付」午前8時30分～
場 山北総合体育館
対 小学生以上
定20チーム(先着順)
※1チーム3～4人
¥3000円(1人)
問 申11月25日(金)までにさんぼくスポーツ協会(☎77・2828)



申11月18日(金)までに電話で申し込みください。
問 下越流域森林・林業活性化センター(☎62・7088)

日本漢字能力検定

時 令和5年1月28日(出)
※受験級により時間が異なります。
場 村上市総合文化会館
検定料
▼10～8級 1500円
▼7～5級 2000円
▼4～準2級 2500円
▼2級 3500円
他 申込書は各小中学校にも設置。申込者には、1月上旬までに詳しい案内を送付します。
問 申11月7日(月)～12月15日(休)の間に愛ランドあさひ(☎72・1445)

講座・教室

第29回 歴史講座「神原政倫・政邦 十五万石の時代」
村上藩が15万石の最大規模となったときに藩主を務めた神原家2代、政倫・政邦の時代について取り上げます。
時11月20日(日)

午後2時～3時45分
場 三の丸記念館
講 館長 建部昌文
¥3000円(資料代)
問 申11月15日(火)までにおしゃぎの会館(☎52・1347)

ゲートキーパー養成研修会(全2回)

記事ID 0071125
ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。身近な人のSOSに気づき、適切な対応方法について学んでみませんか。
時 ①11月29日(火)
午後1時30分～3時30分
花田政之 氏(黒川病院 精神科認定看護師)
②12月6日(火)
午後1時30分～4時30分
関谷昭吉 氏(新潟青陵大学 福祉心理学部社会福祉学科学准教授)
場 マナボーテ村上
定24人程度(先着順)
¥無料
問 申11月18日(金)までに保健医療課健康支援室(市役所本庁内)2440)

相談

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間が始まります
時11月18日(金)～24日(休)
午前8時30分～午後7時
※19日(土)・20日(日)・23日(火)は、午前10時～午後5時
電話相談(全国共通)
☎0570・070・810
相談内容 差別やDV、セクハラなど、広く女性の権利に関すること
相談員 人権擁護委員、法務局職員

被災者のための雑損控除に関する相談会(事前予約制)

記事ID 0071161

令和4年8月3日からの大雨による災害で被災された方を対象に申告書に添付する「雑損控除の計算書」の作成に関する相談会を開催します。

※雑損控除とは、災害や盗難または横領によって自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族で総所得金額などが48万円以下の者の所有する資産に損害を受けた場合や、災害などでやむを得ない支出をした場合には総所得金額などから一定の金額を控除できる制度です。ただし、対象となるのは、マイホーム、家財および車両など、生活に通常必要な資産に限られます

時 場11月17日(休) 午前10時～ 山北支所 会議室
11月18日(金) 午前9時～ 朝日支所2階 第1会議室
11月21日(月)・22日(火) 午前9時～ 神林支所3階 大会議室
11月28日(月)～12月1日(休) 午前9時～ 荒川支所2階 会議室

申各開催日の前日までに税務課市民税係へ電話で予約してください。

- 持・罹災(被災)証明書(原本または写し)
・被害を受けた資産の明細(資産内容、取得時期、取得価額など)が分かるもの(建物の請負契約書など)
・被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、取得時期、面積が分かるもの(固定資産税通知書など)
・被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用および修繕費用その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細が分かるものとその領収書(請求書、領収証など)
・被害に遭ったことによって受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金などの金額が分かるもの

問 村上税務署個人課税部門(☎53-3143)、村上市税務課市民税係(市役所本庁内)2141、2142

小型特殊自動車は軽自動車税(種別割)の申告が必要です

記事ID 0055332

小型特殊自動車に該当するトラクター、コンバインおよび農薬散布車などの農耕作業用自動車や、フォークリフト、ホイールローダなどの車輛は軽自動車税(種別割)の課税対象となります。

該当する車輛を取得した人またはナンバープレートの交付を受けていない車輛を所有している人(法人含む)は、必ず申告してください。

課税対象の車輛を以前から所有していたことが判明した場合、さかのぼって課税(最大3年分)されることがあります。

※小型特殊自動車に該当する農耕作業用トラクターは、けん引するトラクターとは別に軽自動車税(種別割)の課税対象となりますので、公道走行の有無に関わらず申告してください

(例) マニュアルスプレッド(堆肥散布機)、スプレーヤ(薬剤散布機)など

問 税務課収納対策室(市役所本庁内)2132